吾妻山の火山活動が活発化した場合の避難計画　　修正概要

項番号		修正後の標題	修正内容
目次	２．１	（２）火口周辺規制、入山規制及び避難指示等の発令	標題の修正
	２．３	（３）避難指示等の伝達方法	標題の修正
	４．３	避難指示等の解除	標題の修正
１	１．１	（１）計画の目的	想定火口の正式名称の反映
	１．２	（２）-②観測点配置図	最新情報の反映
	１．４	（１）火口周辺規制及び入山規制の範囲	想定火口の正式名称の反映
２	２．１	（１）県及び市町村の防災体制	福島県の防災体制を変更
		（４）登山道・道路の規制対応	想定火口の正式名称の反映
	２．２	（１）火山に関する予報・警報・情報	表現の適正化
		（２）噴火警報等の情報伝達図	福島県・山形県の情報伝達系統図を変更
		（３）火山異常現象発見等の通報	福島県の情報連絡系統図を変更
	２．３	（２）火口周辺規制、入山規制及び避難指示の発令基準	表現の適正化
		（６）居住地域における避難場所（避難所）及び避難経路	福島市の指定避難所を修正、削除
３	３．１	異常現象の通報又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合の対応	異常現象の通報、又は火山の情報に関する解説情報（臨時）が発表された場合の対応の追記
	３．２	噴火警戒レベルが２に引き上げられた場合の対応	項番号の変更
		（１）防災体制	想定火口の正式名称の反映
	３．３	噴火警戒レベルが３に引き上げられた場合の対応	項番号の変更
		（１）防災体制	想定火口の正式名称の反映
	３．４	噴火警戒レベルが４に引き上げられた場合の対応	項番号の変更
	３．５	噴火警戒レベルが５に引き上げられた場合の対応	項番号の変更

	３．６	事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火が発生した場合の対応	項番号の変更
		（２）-①福島県・山形県	噴火速報に関する対応の追記
		（２）-②市町村（福島市、米沢市、猪苗代町、北塩原村）	噴火速報に関する対応の追記
巻末資料	５	緊急連絡体制	福島地方気象台の電話番号の変更